

公益財団法人東京都区市町村振興協会資金貸付細則

〔平成22年4月9日〕
細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人東京都区市町村振興協会基金積立運用規程（以下「規程」という。）第4条の規定に基づき、公益財団法人東京都区市町村振興協会（以下「この法人」という。）が、規程第2条に定める基金を持って区市町村等に対して資金を貸し付ける場合の貸付の条件、手続きその他必要事項を定めるものとする。

(貸付の種類)

第2条 資金の貸付は、長期貸付及び短期貸付とする。

- 2 長期貸付は、貸付対象事業に係る地方債の同意又は許可を受けている区市町村等に対する一会計年度を超える貸付をいう。
- 3 短期貸付は、貸付対象事業に係る一時借入金として区市町村等に対する貸付で、同一会計年度内に償還が行われるものをいう。

(貸付対象事業の細目)

第3条 規程第4条で定める貸付対象事業の細目は、別表のとおりとする。

(貸付の要件)

第4条 資金の貸付を受けようとする区市町村等は、次の各号に掲げる要件を具備しなければならない。

- (1) 償還の見込みが確実であること。
 - (2) 事業計画が適切であること。
 - (3) 財務の経理が明確であること。
- 2 長期貸付にあつては、前項に定めるもののほか、地方債の同意又は許可を受けているか、又は当該年度において地方債の同意又は許可を受けることが確実と認められるものであること。

(貸付方法)

第5条 資金の貸付の方法は、証書貸付によるものとする。

(貸付条件)

第6条 資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貸付利率は、次のとおりとする。
 - イ 長期貸付にあつては、資金を貸付けた日（以下「貸付日」という。）における財政融資資金貸付金の元金均等償還半年賦のうち、次号の償還期限及び据置期間と同一条件の貸付利率に、0.3を乗じて得られた率（少数点第2位四捨五入）を、当該財政融資資金貸付金の貸付利率から減じて得られた率とする。
 - ロ 短期貸付にあつては、貸付日における財政融資資金貸付金の満期一括償還5年以内

の貸付利率に0.5を乗じて得られた率（少数点第2位四捨五入）を、当該財政融資資金貸付金の貸付利率から減じて得られた率とする。

ただし、次の事業については、利息を免除する。

① 地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条第4号の災害応急事業、災害復旧事業及び災害救助事業

② 国又は東京都の補助金を受けている災害復旧事業等

(2) 償還期限は、長期貸付にあつては、5年以内（うち据置期間1年以内）、10年以内（うち据置期間2年以内）、15年以内（うち据置期間3年以内）又は20年以内（うち据置期間3年以内）とし、短期貸付にあつては同一会計年度内とする。

(3) 元金の償還方法は、次のとおりとする。

イ 長期貸付にあつては、半年賦元金均等償還の方法によるものとし、その償還期日は毎年度9月24日及び3月24日とする。ただし、その日が金融機関の休日に当たるときは、その直後の金融機関の営業日とする。

ロ 短期貸付にあつては、一括償還の方法によるものとし、その償還期日は、3月28日までの金融機関の営業日とする。

(4) 利息については、長期貸付にあつては、貸付日の翌日から最終償還の日までの利息を、短期貸付にあつては、貸付日の翌日から元金償還の日までの利息を元金の償還期日に支払うものとする。

(5) 延滞利息は、延滞元利金につき年10パーセントとする。

（借入の申込）

第7条 資金の貸付を受けようとする区市町村等は、原則として借入予定日の3週間前までに、次の各号に掲げる書類をこの法人に提出するものとする。

(1) 借入申込書（様式第1号又は様式第2号）

(2) 事業概要調書（様式第3号又は様式第4号）

(3) 長期貸付にあつては起債協議同意書の写又は起債許可書の写

2 前項に定めるもののほか、この法人は区市町村等に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

（貸付の決定）

第8条 この法人は、借入の申込みを受けたときは、この細則に定める貸付要件を具備しているかを審査し、貸付の可否及び貸付額を決定の上、貸付を行うことを決定した区市町村等に対し、借用証書（様式第5号又は様式第6号）の提出を求め、貸付を行わないことに決定した区市町村等に対しては、その旨を通知するものとする。

（貸付及び償還の実行）

第9条 区市町村等は、前条の借用証書を直ちにこの法人に送付するものとし、この法人は、これと引換えに資金を送付するものとする。

2 この法人は、前項に規定する資金送付後、長期貸付に係る資金にあつては、償還年次表

(様式第7号)を作成し、これを当該区市町村等に送付するものとする。

3 この法人は、資金の貸付に係る元利金償還期日の2週間前までに、元利金払込通知書(様式第8号又は様式第9号)を当該区市町村等に送付するものとする。

4 区市町村等は、前項に規定する元利金払込通知書に定められた期日までに、同通知書によって指定された銀行に元利金を払い込まなければならない。

(報告及び調査)

第10条 資金の貸付を受けた区市町村等は、貸付金の償還が完了するまでの間に次の各号に該当する場合には、その都度速やかにこの法人に報告しなければならない。

(1) 区市町村等の名称を変更した場合

(2) 地方自治法第7条又は第288条の規定に基づき、貸付を受けた資金の債務の継承を生じた場合

(3) 貸付金を財源とする事業を中止し、若しくは廃止し、又は計画を変更した場合

2 この法人は、前項に定めるもののほか、必要と認めるときは、当該区市町村等から報告を求め、又は職員をして関係書類その他必要な物件を実地に調査させることができる。

(繰上償還)

第11条 この法人は、資金の貸付を受けた区市町村等が、資金を貸付の目的外の用途に使用したときは、資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。

2 前項の場合においては、この法人は、繰上償還をさせようとする日の10日前までに当該区市町村等に対し、繰上償還通知書(様式第10号)を送付するものとする。

第12条 区市町村等は、貸付を受けた資金の全部又は一部を繰上償還しようとするときは、繰上償還申請書(様式第11号)をこの法人に提出しなければならない。

2 この法人は、区市町村等から前項の申請書の提出を受けたときは、繰上償還をさせようとする日の10日前までに、繰上償還通知書(様式第10号)を送付し、繰上償還させないことを決定した区市町村等に対しては、その旨通知するものとする。

3 前項に規定する繰上償還の場合における元利金の償還期日はこの法人が指定する。

(繰上償還に伴う償還元利金の払込み)

第13条 区市町村等は、第11条又は前条第2項の規定による繰上償還通知書に基づき、その償還期日までに指定された金融機関に元利金を振り込まなければならない。

2 この法人は、長期貸付金の一部の繰上償還を受けたときは、修正した償還年次表を作成し、これを当該区市町村等に送付するものとする。

(委任)

第14条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関して必要な事項は、理事長が定める

附 則

この細則は、公益財団法人東京都区市町村振興協会の設立の登記の日(平成22年4月1日)から施行する。

別 表

公益財団法人 東京都区市町村振興協会資金貸付対象事業

<p>規 第 程 一 第 号 四 の 条 事 第 業 一 項</p>	<p>(1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他異常な自然現象に伴う災害に関連する事業</p> <p>(2) 大規模な火事又は爆発等に伴う災害に関する事業</p> <p>(3) その他理事長が必要と認めた災害に関する事業</p>
<p>規 程 第 四 条 第 一 項 第 二 号 の 事 業</p>	<p>(1) 消防用自動車、自然災害防止施設等地域の消防、防災に資するための事業</p> <p>(2) 民生施設、環境保全施設等住民の生活福祉の向上に資するための事業</p> <p>(3) 通学道路、図書館、美術館等教育及び文化の向上に資するための事業</p> <p>(4) 体育館、プール、遊歩道等スポーツ振興及び健康増進に資するための事業</p> <p>(5) 歴史上又は、学術上価値の高い建造物、城跡等文化財の保存に資するための事業</p> <p>(6) 集会所等地域連帯意識の醸成に資するための事業</p> <p>(7) 自然的条件及び風土に調和した個性的な街づくりに資するための事業</p> <p>(8) 上記のほか理事長が緊急に整備を要すると認める施設等の整備事業</p>

長 期 貸 付 借 入 申 込 書

1 借 入 金 額 金 円也

2 資金の用途及び借入条件

資 金 の 用 途	借 入 期 間	借 入 額	利 率
	5年以内(うち据置1年以内)	円	年 %
	10年以内(うち据置2年以内)	円	年 %
	15年以内(うち据置3年以内)	円	年 %
	20年以内(うち据置3年以内)	円	年 %

捨
印

3 借 入 希 望 期 日 平成 年 月 日

4 元利金の支払方法及び期日 半年賦元金均等償還とし、貴協会が作成する償還年次表により償還します。

5 資金の交付を受ける

銀 行 等 の 店 舗 預金種目 _____ 預金 口座番号 NO. _____
 フリガナ _____
 口座名 _____

上記により、貴協会から資金を借り入れたいので、別紙書類を添えて申し込みます。

平成 年 月 日

職 氏 名 印

公益財団法人 東京都区市町村振興協会

理事長 殿

(注) 1 借入金額は、算用数字(1. 2. 3...)で記入して下さい。
 2 「資金の交付を受ける銀行等の店舗」欄は、金融機関名及び口座名(フリガナを付すこと)を正確に記入して下さい。
 3 年月日は、申込書類を提出する年月日を記入して下さい。
 4 外枠の捨印は、必ず押印して下さい。

短期貸付借入申込書

1 借入金金額 金 円也

2 資金の用途

3 利率 年 パーセント

4 借入希望期日 平成 年 月 日

5 償還予定日 平成 年 月 日

6 利息の支払方法及び期日 元金償還の日において、借入日の翌日から元金償還の日までの日数に応じ支払います。

7 資金の交付を受ける
銀行等の店舗

預金種目 _____ 預金 口座番号 NO. _____
フリガナ _____
口座名 _____

上記により、貴協会から資金を借り入れたいので、別紙書類を添えて申し込みます。

平成 年 月 日

職氏名 印

公益財団法人 東京都区市町村振興協会

理事長 殿

捨印

- (注) 1 借入金額は、算用数字(1. 2. 3・・・)で記入して下さい。
- 2 「資金の交付を受ける銀行等の店舗」欄は、金融機関名及び口座名(氏名にフリガナを付すこと)を正確に記入して下さい。
- 3 年月日は、申込書類を提出する年月日を記入して下さい。
- 4 外枠の捨印は、必ず押印して下さい。

長期貸付事業概要調書

団体名				連絡先	部 課 (担当者氏名)		(電話番号)	
借入申込額		千円		借入希望期日	平成 年 月 日	事業名		
起 (予 債 定) 同 状 区 意 況	事業区分	年度		事業債	同意年月日等	平成 年 月 日	第 号	
	同意(予定)額	千円		予算中地方債 に関する定め	限度額	千円		
	同上資金分	協会資金	その他資金		償還方法			
		千円	千円					
全体計画の概要		事業年度	年度から 年度まで ケ年事業			予算措置	1 継続費 2. 年度ごとに予算計上	
		総事業費	千円		前年度までの施行済額	本年度施行(予定)額	翌年度以降施行予定額	
					千円	千円	千円	
本 年 度 の 行 工 事 等 況	工事等の内容		事業費	着工(予定)年月日	竣工(予定)年月日	本 及 年 び 度 事 業 の 業 必 効 要 果 性 等		
	計		千円					
同上財源内訳	地方債	協会資金	千円	その他参考事項				
		その他	千円					
	国・都補助金	千円						
	その他	千円						

短期貸付事業概要調書

団 体 名		連 絡 先	部 課	(担当者氏名)	(電話番号)						
借 入 申 込 額	千円	借 入 希 望 期 日	平成	年	月	日	償 還 予 定 期 日	平成	年	月	日
事 業 名 (資金の用途)							資 金 を 必 要 と す る 理 由				
事 業 費 (資金の需要)	千円		協会資金	千円							
			その他資金	千円							
予算に定めた一時借入金の最高額 A						千円					
一 時 借 入 金 現 在 高 B						千円					
A - B						千円	そ の 他				
本件のほか、今年度における 当協会短期貸付借入予定	平成	年	月			千円					

特 約 条 項

1 利息の計算

利息は、借入の翌日から計算するものとする。

2 繰上償還

(1) 借入団体は、協会の承認を得て借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(2) 協会は、借入団体が貸付金を目的外の用途に使用したときは、借入団体に対し貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。

(3) 繰上償還の場合における元利金の払込期日は協会が指定するものとする。

3 延滞利息

借入団体は、元利金の払込を遅延した場合は、その額について払込期日の翌日から払込日まで年10%の割合で延滞利息を払い込むものとする。

4 債務引受け

借入団体は、債務引受けにより借入金にかかる債務を第三者に承継させようとするときは、あらかじめ協会の承認を受けなければならないものとする。

5 報 告

借入団体は、借入金の償還が終わるまでの間に下記各号に該当する場合には、その都度すみやかに協会に報告するものとする。

(1) 借入団体の名称を変更した場合。

(2) 廃置分合、境界変更又は解散により借入金の債務の継承が生じた場合。

(3) 借入金を財源として施行する予定の事業、又は、施行中若しくは施行済の事業を中止し、廃止し、又は計画を変更した場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、協会から指示を受けた場合。

6 調 査

協会は、貸付金にかかる債権の管理又は保全のため書類若しくは実施について調査することができるものとする。

7 その他

この特約条項に定めのない事項で必要事項が生じた場合は、協会の指示によるものとする。

短期貸付借用証書

金額	円也
----	----

上記の金額を本日次の条件及び裏面特約条項を承認のうえ借用しました。

1 資金の用途

2 利率 年パーセント

3 償還期限 平成 年 月 日

4 利息の支払期日 元金償還の日

5 元利金の支払銀行等の店舗 _____

平成 年 月 日

職氏名 印

公益財団法人 東京都区市町村振興協会

理事長 殿

捨印

- (注) 1 借入金額は、算用数字(1. 2. 3・・・)で記入して下さい。
2 借入年月日は、資金の貸付(送金)年月日を記入して下さい。
3 外枠の捨印は、必ず押印して下さい。

特 約 条 項

1 利息の計算

利息は、借入の翌日から計算するものとする。

2 繰上償還

(1) 借入団体は、協会の承認を得て借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(2) 協会は、借入団体が貸付金を目的外の用途に使用したときは、借入団体に対し貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。

(3) 繰上償還の場合における元利金の払込期日は協会が指定するものとする。

3 延滞利息

借入団体は、元利金の払込を遅延した場合は、その額について払込期日の翌日から払込日まで年10%の割合で延滞利息を払い込むものとする。

4 債務引受け

借入団体は、債務引受けにより借入金にかかる債務を第三者に承継させようとするときは、あらかじめ協会の承認を受けなければならないものとする。

5 報 告

借入団体は、借入金の償還が終わるまでの間に下記各号に該当する場合には、その都度すみやかに協会に報告するものとする。

(1) 借入団体の名称を変更した場合。

(2) 廃置分合、境界変更又は解散により借入金の債務の継承が生じた場合。

(3) 借入金を財源として施行する予定の事業、又は、施行中若しくは施行済の事業を中止し、廃止し、又は計画を変更した場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、協会から指示を受けた場合。

6 調 査

協会は、貸付金にかかる債権の管理又は保全のため書類若しくは実施について調査することができるものとする。

7 その他

この特約条項に定めのない事項で必要事項が生じた場合は、協会の指示によるものとする。

元 利 金 払 込 通 知 書

金 額		億 千 百 拾 万 千 百 拾 円				億 千 百 拾 万 千 百 拾 円			
						元 金			
						利 息			
事 業 名 (資金の用途)									
長 期 貸 付		年 度 貸 付 分							
払 込 期 日		年 月 日							
払 込 (受 取) 先	指 定 銀 行	銀 行 店							
	預 金 種 目 口 座 番 号	預 金							
	受 取 人								
	住 所 及 び 電 話 番 号								
	振 込 指 定	電 信 扱							

上記のとおり払い込んでください。

年 月 日

公益財団法人 東京都区市町村振興協会

理事長

印

殿

元 利 金 払 込 通 知 書

金 額		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円											億	千	百	拾	万	千	百	拾	円		
		元 金																				利 息									
事 業 名 (資金の用途)																															
短 期 貸 付		年 月 日 貸 付 分																													
払 込 期 日		年 月 日																													
払 込 (受 取) 先	指 定 銀 行	銀 行 店																													
	預 金 種 目 口 座 番 号	預 金																													
	受 取 人																														
	住 所 及 び 電 話 番 号																														
	振 込 指 定	電 信 扱																													

上記のとおり払い込んでください。

年 月 日

公益財団法人 東京都区市町村振興協会

理事長

印

殿

繰上償還通知書

繰上償還決定額		円
事業名		
貸付年月日	年	月 日
貸付額		円
未償還元金		円
繰上償還元金		円
貸付残高		円
払込期日	年	月 日
払込方法	別添「元利金払込通知書」のとおり	

上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

公益財団法人 東京都区市町村振興協会

理事長

印

殿

繰上償還申請書

繰上償還希望額	円
事業名	
借入年月日	平成 年 月 日
当初借入額	円
未償還額	円
今回繰上償還額	円
差引借入残額	円
繰上償還希望期日	平成 年 月 日
繰 上 償 還 の 理 由	

上記のとおり繰上償還したいので申請します。

平成 年 月 日

職 氏 名

印

公益財団法人 東京都区市町村振興協会

理事長

殿